

令和 8 年度分析確認調査委託業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公告

令和 8 年 2 月 24 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等監視事業における監視測定項目についての精度管理を行う必要がある。そのため、全ての項目の相互分析による比較検討が可能である公益財団法人日本分析センターに業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、公益財団法人日本分析センターとの契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人日本分析センターと当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度分析確認調査委託業務
- (2) 業務内容 放射能等測定精度の管理業務
- (3) 実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 8 年 4 月 1 日

3 業務目的

放射線等監視事業における監視測定項目について第三者機関による精度管理を行う必要があることから、分析比較試料の分析結果を相互に比較し、適正な測定精度を保つものである。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 放射能分析確認調査業務について過去 5 年間以上継続実施した実績を有すること。

- (8) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
- ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

- (1) 担当部局
〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088
- (2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所
- ア 配布期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
 - イ 配布場所：(1)に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>
- (3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等
- ア 提出期間：令和 8 年 2 月 24 日（金）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
 - イ 提出場所：(1)に同じ。
 - ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達記録が確認できる配達方法によるものとする。）（提出期間内に必着のこと。）
 - エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。
- (4) 参加資格要件の審査及び通知
参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。
（参加資格要件の不適合通知期限 令和 8 年 3 月 16 日（月））

6 審査方法等

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5 (3) に同じ。）

- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 詳細は公募説明書による。

公 募 説 明 書

令和 8 年 2 月 24 日に公告した令和 8 年度分析確認調査委託業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度分析確認調査委託業務
- (2) 業務内容 放射能等測定精度の管理業務
(「令和 8 年度分析確認調査委託業務仕様書」(別紙 1) のとおり)
- (3) 実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 8 年 4 月 1 日

2 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等監視事業における監視測定項目についての精度管理を行う必要がある。そのため、全ての項目の相互分析による比較検討が可能である公益財団法人日本分析センターに業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、公益財団法人日本分析センターとの契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人日本分析センターと当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

放射線等監視事業における監視測定項目について第三者機関による精度管理を行う必要があることから、分析比較試料の分析結果を相互に比較し、適正な測定精度を保つものである。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 放射能分析確認調査業務について過去 5 年間以上継続実施した実績を有すること。
- (8) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 参加意思確認書の配布期間及び場所

ア 配布期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所：(1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法によるものとする。）（提出期間内に必着のこと。）

エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書（別紙 2）を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

（参加資格要件の不適合通知期限 令和 8 年 3 月 16 日（月））

6 審査方法等

(1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

(5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。

(9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5 (3) に同じ。）

(10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

令和 8 年度分析確認調査委託業務仕様書

1 目的

放射線等監視事業において実施している分析精度の管理を目的とする。

2 業務概要

岡山県環境保健センター（以下「当センター」という。）及び受託者が同一試料（分析比較試料）の分析を実施する。受託者は、その分析結果の検討評価を行うとともに、必要に応じて研修等による技術支援を行う。

3 業務内容

(1) 標準試料法

①元素分析

受託者がトレーサビリティの取れた試料（以下「標準試料」という。）を調製し、分析結果を得たものを当センターが分析を行い、これらの分析結果を相互に比較する。

ア 試料の種類及び数

種 別 項 目	陸 水	土 壤	海産生物	計
ラジウム分析	1	1	0	2
ウラン分析	1	1	1	3

イ 標準試料の送付・測定

受託者は元素が均質に分布するように調製した標準試料を当センターへ送付する。受領後に当センターは測定結果を受託者へ送付する。なお、海産生物試料の送付量は 200g 程度とする。

②積算線量測定

受託者が γ 線照射した線量計（以下「照射線量計」という。）を当センターが測定し、照射値と測定結果を相互に比較する。

ア 試料の種類及び数

種 別 項 目	標準照射 I (約 100 μ Gy)	標準照射 II (約 200 μ Gy)	運搬時被ばく 確認用	計
RPLD	1	1	1	3

※ 測定は 5 Lot 以上の平均値を用いること。

イ 照射線量計の送付・測定

受託者は当センターから送付される線量計に γ 線照射して当センターへ送付する。受領後に当センターは測定・解析した結果を受託者へ送付する。

(2) 分析・測定方法等

前処理、分析及び測定は、文部科学省及び原子力規制庁放射能測定法シリーズ 14

「ウラン分析法」（平成 14 年改訂）、同 16「環境試料採取法」（昭和 58 年）、同 19「ラジウム分析法」（平成 2 年）、同 27「蛍光ガラス線量計を用いた環境 γ 線量測定法」（平成 14 年）に準じて行う。

(3) 分析結果の検討

受託者は、検討すべき項目及び基準を定め、当センターから送付された資料に基づいて分析結果等に係る検討を行うとともに、添加値等との比較を行い、必要に応じて当センターとの打合せや再分析等の検討を行うこと。

(4) 報告書の提出

受託者は分析結果及び検討結果を報告書としてとりまとめ、当センターへ提出すること。

(5) 分割試料の廃棄

当センターから受託者に送付した分割試料は、適切な方法で廃棄すること。

(6) 技術支援

受託者は必要に応じて、分析研修等の技術支援を行うこと。

4 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、当センターと協議の上、決定するものとする。

(別紙2)

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	
(発行責任者職氏名)
(〃 連絡先)
(担当者 職氏名)
(〃 連絡先)

令和8年度分析確認調査委託業務に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

なお、公募に参加できる者の資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び公募に係るすべての条件を十分理解し承知の上であることを誓約します。

記

- 1 法人の定款又は寄附行為、パンフレット等
- 2 事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 委託業務に係る従事者及び設備等を示す書類
- 4 仕様書に示す分析確認調査業務について過去5年間以上継続実施した実績を示す書類
- 5 委託業務に係る見積書(積算内訳を記載したもの)
- 6 その他事業説明資料

※発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません。

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和8年4月1日

岡山県環境保健センター 所長 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

- ・裏面もご確認ください。
- ・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略